

令和6年度 農地法許可申請締切日について

申請	用途	締切日	農業委員会総会予定日
第3条許可申請	耕作目的で農地を売買・貸借する場合	下表のとおり	毎月10日 (休日の場合は後開庁日)
第4・5条許可申請	農地を別の用途に変更(転用)する場合		

総会月	申請締切日	総会月	申請締切日	総会月	申請締切日
4月	令和6年3月25日(月)	8月	令和6年7月25日(木)	12月	令和6年11月25日(月)
5月	令和6年4月22日(月)	9月	令和6年8月22日(木)	1月	令和6年12月19日(木)
6月	令和6年5月23日(木)	10月	令和6年9月25日(水)	2月	令和7年1月23日(木)
7月	令和6年6月25日(火)	11月	令和6年10月24日(木)	3月	令和7年2月20日(木)

※「4月」、「9月」、「12月」、「2月」は締切日が早くなりますのでご注意ください！

※事前に、申請ができるかどうかの相談を必ずお願いします。特に、4条・5条許可申請では、土地の権利(耕作者の権利設定、換地処分、補助金の有無)、農地区分によって転用許可できない場合がありますので、十分に調査の上、申込をお願いします。

【申請から許可の流れ】

○農地法第3条



○農地法第4・5条

